

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、創造的かつ質の高い商品・サービスの提供により持続的に企業価値の向上を図ることを企業理念に掲げ、社会的に責任ある企業として、株主をはじめ、すべてのステークホルダーに配慮した経営の実現に取り組んでいます。

また、経営の効率性とコンプライアンスの強化を図るため、ステークホルダーからの要請や社会動向などを踏まえ、迅速かつ効率が良く、健全で透明性の高い経営が実現できるよう、様々な施策を講じて、コーポレートガバナンスの充実を図っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

1. いわゆる政策保有株式(原則1-4)

(1) 政策保有に関する基本的考え方

当社の主たる事業であるバルブ事業は、素材から製品までの一貫した技術の総合力が試される事業であり、製品開発、製造、販売、物流等のすべての過程において、様々な企業との良好な協力関係が必要不可欠です。当社は、そのような観点から、重要な取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、取引先の株式を保有しています。

(2) 政策保有の目的・合理性についての説明

当社は、主要な政策保有株式について、中長期の経営課題の達成や企業価値の向上、あるいは取得リスク等を踏まえ、保有する目的や合理性等について取締役会で説明しています。

(3) 政策保有株式の保有・売却に関する方針

保有している政策保有株式は、取引関係の維持・強化、ひいては当社の事業の発展に資すると判断する限り、保有し続ける方針ですが、毎年見直しを行い、保有する意義の乏しい銘柄については株価や株式市場の動向を見て適宜売却することとしています。

(4) 議決権行使に関する基準

政策保有株式に係る議決権行使については、投資先企業との良好な関係及び中長期的な企業価値の向上につながるかどうかという観点から総合的に判断し、個別議案に対し賛否の決定を行っています。

2. 関連当事者間の取引(原則1-7)

当社は、取締役や主要株主との取引など関連当事者間の取引を行う場合には、係る取引が会社及び株主共同の利益を害することがないように、取締役または取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引に該当する行為を行う場合は、事前の取締役会の承認決議及び事後の結果報告を必要としています。

また、取引の方針や条件等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示することとしています。なお、関連当事者間の取引の有無を把握するため、毎年、全取締役に対して書面調査を実施し、回答内容について確認を行い、必要な措置を講じています。

3. 情報開示の充実(原則3-1)

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するために以下の取組を行っています。

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画等

経営理念、経営戦略、長期経営計画及び中期経営計画を当社ホームページ及び決算説明資料等により開示しています。

(2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方

コーポレートガバナンスの基本的な考え方を当社ホームページ及びコーポレートガバナンス報告書等により開示しています。

(3) 取締役・監査役の報酬

取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針をコーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しています。また、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員の報酬については、業績連動型株式報酬制度を導入していますが、支給総額、配分及び付与方法等については、独立社外役員が出席する報酬に関する代表取締役の諮問会議における検討を経て、最終的に取締役会にて決議しています。

(4) 取締役・監査役及び執行役員の指名・選任

取締役を新任または再任するときは、指名に関する代表取締役の諮問会議において、各取締役からのヒアリング結果等及び知識・経験・能力・公正性・専門分野等を踏まえ、代表取締役が候補者を指名し、取締役会の承認を経て、株主総会決議により決定しています。また、監査役の選任については、取締役会が推薦し、監査役会の協議・同意を得て、株主総会の決議により決定することとしています。

執行役員については、能力・知識・経験・専門性・実績・年齢・公正性等を考慮して代表取締役が候補者を指名し、取締役会にて選任しています。

(5) 取締役及び監査役の候補者の個々の指名についての説明

取締役及び監査役の候補者については、株主総会の招集通知にその略歴を掲載するほか、社外役員候補者については指名の理由を開示しています。

4. 取締役会の役割・責務(補充原則4-1-1)

当社は、取締役会規程により、取締役会が決定すべき事項を定めています。また、職務権限規程を定め、経営陣の決裁範囲を明確にするほか、取締役会で決定された経営の基本方針に基づく業務執行のうち、当社またはグループ各社に影響を及ぼす経営上の重要事項については、執行役員により構成され、監査役が陪席する経営会議で戦略的かつ多面的な審議を行い、方針及び手続等の決定を行っています。

なお、当社は、迅速・果断な意思決定ができるよう業務執行取締役、執行役員に大幅な権限移譲を行っています。また、グローバル経営を強力に推進するため、地域統括拠点の責任者への権限移譲を積極的に進めています。

5. 独立社外取締役の有効な活用(原則4-8)

当社は、取締役6名のうち、東京証券取引所の上場規則に定める独立役員の基準を満たす社外取締役2名を選任しており、独立役員として東京証券取引所に登録しています。

また、当社は、2001年に社外取締役1名を初めて選任し、2011年からは社外取締役2名の体制を一貫して堅持しています。

なお、当社は、独立社外取締役は2名及び独立社外監査役2名を含めた独立社外役員交流会を定期的に開催しているほか、社内担当部門による経営陣と独立社外取締役との連絡・調整などにより、円滑な連携と情報の共有化を図っています。

6. 独立社外役員の独立性判断基準(原則4-9)

当社は、経営監督機能を発揮するため、取締役6名のうち社外取締役2名を、監査役4名のうち社外監査役2名をそれぞれ選任しており、いずれも独立役員として東京証券取引所に届け出を行っています。なお、独立性の判断については、東京証券取引所の上場規則に定める独立役員の基準に準拠しています。

7. 取締役会の実効性確保のための前提条件(補充原則4-11-1、補充原則4-11-2、補充原則4-11-3)

当社は、取締役会全体としての実効性を確保するため、以下の取組を行っています。

(1) 取締役会の実効性確保

当社は、取締役会の主な役割を、業務の執行について決定し、監督すること及びコーポレートガバナンスの充実強化を図り、業務の健全かつ適正な運営を確保して、全株主の視点から中長期的な利益を最大化することであると認識しています。

また、当社は、執行役員制度を導入しており、意思決定と業務執行の迅速化を図っています。そのため、取締役については、取締役会全体としての知識、経験、能力の多様性を確保するとともに、その機能が効果的・効率的に発揮されるよう員数の最適化を図っています。

監査役については、財務・会計に関する相当程度の知見を有する人材を1名以上選任しています。

なお、現時点における取締役会の出席者は、取締役6名(内、独立社外取締役2名)及び監査役4名(内、独立社外監査役2名)の合計10名(内、独立社外役員4名)であり、社外・社内の枠を超えて闊達な議論がなされています。

(2) 役員の兼任状況

当社は、社外取締役・社外監査役の兼任状況について、原則として他社の業務執行取締役(執行役、執行役員を含む)、常勤監査役でないこと及び他社の社外役員兼任が当社を含め4社以内であることを条件としています。

また、社外取締役以外の取締役のうち業務執行取締役及び常勤監査役につきましては、原則として他社(グループ会社を除く)の社外役員の兼任を認めていません。

なお、社外取締役及び社外監査役の兼任状況は事業報告等において開示しています。

(3) 取締役会の実効性を高めるための取組内容

当社は、取締役会の実効性を高めるため、以下の取組を行っています。

1) 当社の事業に関し、様々な経験を持つ取締役及び企業経営に関して豊富な知見を有する取締役が、多角的な視点から経営戦略や経営計画など、経営の重要課題について戦略的な議論に集中できるようにするため、執行役員への権限移譲を図り、取締役会決議事項の見直しを行っています。

2) 社外取締役が、取締役会の審議事項について事前に理解できるよう、取締役会資料の事前の配布や説明を行っています。

3) 取締役会は、決議した議案の経過・結果の報告を行うことにより、取締役の職務の執行状況を監督しています。

4) 取締役会は、社外役員交流会をはじめ、あらゆる機会を通じて、取締役及び監査役から寄せられる取締役会運営に関する意見を積極的に反映し、取締役会の全体についての実効性の改善に努めています。

5) 全ての取締役及び監査役に対して、アンケート方式による取締役会の実効性に関する自己評価を行っています。また、回答の集計結果及び得られた意見を踏まえ、取締役会において現状の評価結果の検証、課題の共有及び今後の改善対応等について議論しています。

平成28年5月に実施した当社取締役会の実効性に関する自己評価は、外部専門家の助言を参考にして、経営戦略の策定及び実行、取締役会の構成、指名・報酬、監査、社外取締役、取締役会の審議の活性化、株主、その他ステークホルダーへの対応に関する項目について実施いたしました。その結果、当社取締役会は、実効性が概ね確保できているとの評価が得られました。一方、最高経営責任者等の後継者計画、任意の指名・報酬委員会及び取締役会の多様性等について、改善点の提示を含むいくつかの建設的な意見が寄せられました。今後、取締役会において、これらの課題について議論し、さらなる実効性確保に努めてまいります。

8. 取締役・監査役のトレーニング(補充原則4-14-2)

当社は、業務執行取締役及び常勤監査役としての必要な知識の習得や自己研鑽のため、役員就任後または役員候補者の段階から外部教育機関の研修及びテーマ別に外部講師を招聘して開催する経営研究会に参加させることとしています。

社外取締役及び社外監査役については、就任後に会社の事業、財務、組織等に関する必要な知識を習得するため、当社が属する業界、当社の歴史・事業概要・経営理念・経営戦略・中長期経営計画・ガバナンス体制・コンプライアンス体制等を理解するための説明の機会を設けているほか、国内の各事業所見学会を実施し、事業内容の把握と各事業所幹部との交流の機会を設けています。

また、取締役・監査役を対象とした研修会を適宜開催しています。

9. 株主との建設的な対話に関する方針(原則5-1)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、経営の受託者としての説明責任を自覚し、株主・投資家等のステークホル

ダーに対し、適時・適切な情報開示を行い、経営の公正と透明性を維持することが重要であると認識しています。また、必要とされる情報を継続的に提供するとともに、外部者の視点による意見や要望を経営改善に活用するためのIR活動が重要であると考えています。

そのため、当社は、経営戦略や経営計画に対する株主の理解を得られるよう、株主との建設的な対話を推進するため、代表取締役やIR担当執行役員を中心とするIR体制を整備し、以下の施策を実施しています。

- 1) 当社は、IR担当執行役員を選任しています。株主からの面談申し込みがあった場合は、原則としてIR部門長が対応していますが、面談の趣旨及び所有株式数などに応じて、代表取締役またはIR担当執行役員が対応することとしています。
- 2) 当社は、IR担当執行役員を中心に、必要に応じて、IR部門、経営企画部門、経理部門、総務人事部門及び法務部門等による会議を開催するなど、有機的な連携を図っています。
- 3) 当社は、機関投資家及びアナリストを対象とし、3月期(期末)及び9月期(第2四半期)に決算説明会を、第1四半期及び第3四半期には、四半期決算に関するアナリストミーティングをそれぞれ実施しています。また、毎年計画的に個人投資家への会社説明会を開催しています。なお、これらの会社説明会においては、代表取締役社長が自ら説明を行っています。さらに、決算短信及び有価証券報告書等の決算情報のほか、経営情報、株式・株主総会の情報及びコーポレートガバナンスに関する報告書等のIR情報を当社ホームページに掲載し、情報開示を行っています。
- 4) 当社は、機関投資家・アナリストとの対話において把握された意見をIR部門から代表取締役及びIR担当執行役員に定期的に報告し、必要に応じて、代表取締役がその内容を取締役会及び経営会議に報告することとしています。
- 5) 当社は、経理部門担当執行役員を情報取扱責任者としており、機関投資家・アナリストとの対話に際して開示する情報の内容について、事前に経理担当執行役員、IR部門及び経営企画部門が協議するなど、インサイダー情報の管理に留意しています。
- 6) 当社は、毎年3月末及び9月末時点における株主名簿から、実質株主の状況調査を実施し、IR活動に活用しています。
- 7) 当社は、長期経営計画及び中期経営計画を策定し、売上高、営業利益、経常利益、海外売上高比率、有利子負債残高、自己資本比率及び自己資本当期純利益率(ROE)等の目標値を当社ホームページ等で開示するとともに、決算説明会等を通じ、目標達成に向けた具体的な施策を説明しています。また、中期経営計画は、業績、社会情勢及び経済情勢等を踏まえ、適宜見直しを行っており、変更が生じた際は、変更の背景や内容について、株主総会や決算説明会等で説明を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスト・サービス信託銀行株式会社	10,317,800	9.35
CBNY－GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	5,197,458	4.71
日本生命保険相互会社	4,359,018	3.95
北沢会持株会	3,979,002	3.60
公益財団法人北澤育英会	3,411,588	3.09
住友生命保険相互会社	3,353,200	3.04
キッツ取引先持株会	3,007,222	2.72
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY(常任代理人 香港上海銀行)	2,848,700	2.58
株式会社みずほ銀行	2,553,822	2.31
株式会社三井住友銀行	2,553,021	2.31

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

- 1. 「大株主の状況」につきましては、平成28年3月31日の状況を記載しております。
また、当社は、自己株式を3,181,222株(2.88%)所有しておりますが、上記「大株主の状況」からは除いております。
- 2. 平成28年3月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ノルウェー銀行が平成28年3月1日現在で5,877,100株の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月

業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本 和幸	他の会社の出身者											
天羽 稔	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 和幸	○	-	松本和幸氏は、ナブテスコ株式会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営者としての豊富な経験に加え、技術戦略に関する幅広い見識を有しておられることから、それらを当社の経営に反映していただくとともに、独立性・中立性を担保された立場から、取締役会の意思決定機能及び経営監督機能の強化に貢献いただけるものと判断しており、独立役員として指定しております。
天羽 稔	○	-	天羽稔氏は、グローバルに事業を展開するデュポン株式会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い見識を有しておられることから、それらを当社の経営に反映していただくとも

		に、独立性・中立性を担保された立場から、取締役会の意思決定機能及び経営監督機能の強化に貢献いただけるものと判断しており、独立役員として指定しております。
--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役(会)は、会計監査人及び内部監査室との連携強化を図り、各監査の実効性と効率性の向上させるため、三様監査会合を定期的(原則年6回開催)に開催しています。会合では、監査役会、会計監査人、内部監査室長が相互にそれぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果等について報告を行い、監査情報の共有化と監査要点等についての意見交換を行うとともに、必要に応じて監査役から会計監査人又は内部監査室長に調査要請を行うなど監査役監査の補完的機能も有しています。

なお、会計監査人については、新日本有限責任監査法人を選任しております。平成28年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士は柳井浩一、大野祐平の2氏であり、継続監査年数は7年以内であります。また、会計監査業務の補助者は、公認会計士10名、その他23名で行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
光藤 昭男	他の会社の出身者										△			
高井 龍彦	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			光藤昭男氏は、株式会社荏原製作所の取締役

光藤 昭男	○	光藤昭男氏は、当社の取引先である株式会社荏原製作所の出身であります が、同社との取引金額は僅少であり、同氏の独立性に問題はないと判断しております。	役常務執行役員等を歴任するなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の経営に反映していただくとともに、独立性・中立性を担保された立場から、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に対する監視機能の強化に貢献いただけるものと判断しており、独立役員として指定しております。
高井 龍彦	○	-	高井龍彦氏は、三井金属鉱業株式会社において、長年同社の経理、財務、管理、経営企画等の業務を担当されたのち、最高財務責任者(CFO)兼上席執行役員等を歴任され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているうえ、同社における常勤監査役としての豊富な経験から監査役の職務に精通しており、独立性・中立性を担保された立場から、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に対する監視機能の強化及び会計監査人の職務遂行の監視・検証機能の充実に貢献いただけるものと判断しており、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役及び社外監査役については全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

〔役員賞与について〕
内規に基づく一定条件を満たし適正な利益創出が行われた場合、原則とし支給するものとし、その原資は親会社株主に帰属する当期純利益の1%を目途とするものとしております。なお、支給対象者は取締役とし、支給額及び取締役各人への配分額の承認は、取締役会の決議によるものとしております。

〔株式報酬制度について〕
2016年度から、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、株式報酬制度(以下「本制度」という)を導入することとしました。本制度を導入するにあたり、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「BIP信託」という。)と称される仕組みを採用します。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、BIP信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を役位および業績目標の達成度等に応じて、原則として取締役等の退任時に交付および給付するものです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役の平成28年3月期に係る報酬等につきましては、以下の通りです。

・報酬
取締役(社外取締役を除く) 4名に対し、100百万円
監査役(社外監査役を除く) 2名に対し、41百万円
社外役員 6名に対し、27百万円

・賞与
取締役(社外取締役を除く) 4名に対し、48百万円
社外役員 2名に対し、1百万円

- (注)
1. 取締役及び監査役の年間報酬限度額は、株主総会において次の通り決議されております。
取締役報酬額(使用人兼務取締役の使用人としての給与及び賞与を含む。)
年額300百万円以内(平成18年6月29日開催の定時株主総会)
監査役報酬額
年額 70百万円以内(平成6年6月29日開催の定時株主総会)
 2. 平成28年3月期末現在の人員は、取締役6名、監査役4名の計10名であります。
上記には、平成27年6月26日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名が含まれております。
 3. 上記には、使用人兼務取締役に対する使用人給与及び賞与は含んでおりません。
なお、使用人兼務取締役に対する使用人給与は33百万円(対象取締役数4名)、賞与は29百万円(対象取締役数4名)であります。
 4. 当期に役員賞与引当金として計上した額を記載しております。
 5. 監査役に対する賞与の支給分はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社における役員報酬等の決定方針は以下の通りであります。

(1) 取締役

- ・取締役の報酬は、月額報酬、賞与及び株式報酬で構成する。但し、取締役が執行役員を兼務する場合は兼務分を考慮する。
- ・当社の取締役がグループ会社の役員を兼任している場合は、原則としてグループ会社の役員報酬は支給しない。
- ・取締役の報酬額は、株主総会で承認された報酬額の限度内において、原則として株主総会終了後の取締役会に代表取締役社長が諮って決定する。
- ・取締役の賞与は、内規に基づく一定条件を満たし適正な利益創出が行われた場合、原則として支給するものとし、その原資は親会社株主に帰属する 当期純利益の1%を目途とする。なお、支給総額及び取締役各人への配分額の承認は取締役会の決議による。

(2) 監査役

- ・監査役の報酬は、月額報酬のみとし、賞与・ストックオプションは支給しない。
- ・監査役の報酬額は、株主総会で承認された報酬額の限度内とし、個別の監査役の報酬は原則として、株主総会終結後、監査役会規程 に従い、常勤・非常勤の別、監査業務の分担等を勘案して、監査役全員の協議により決定する。
- ・当社の監査役がグループ会社の監査役を兼任している場合は、グループ会社の監査役報酬は支給しない。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

監査役会と経営企画本部が共同主催し、非業務執行役員(社外取締役・監査役)が相互に連携を図る機会として、社外役員交流会を定期的に開催しています。経営の監視・監督・監査機能の実効性を高め、社外役員に期待される役割を十分に発揮いただけるよう、非業務執行役員に共通して有用な情報を提供する機会とするとともに、情報及び意見の交換と認識の共有化を図る場としています。さらに、代表取締役社長が提案する特定のテーマについて、社外役員と意見交換する場としています。

社外取締役は、取締役会において、積極的に発言し、経営の意思決定と業務執行取締役の職務の執行を適切に監督しています。また、社外取締役は、内部統制システムの構築・運用状況とその評価のための内部監査及び外部監査(監査人監査)の進捗状況及び結果等について取締役会において内部統制担当取締役から報告を受け、必要に応じて質問し、または意見を述べ監督機能を果たしています。なお、社外取締役については、経営企画本部が経営情報の提供等のサポートをする体制をとるとともに、取締役会における議案・議題について、社外取締役が適切に監督機能を果たせるよう業務執行報告の充実や、決議事項に係る詳細な資料の提供と説明に努めています。

社外監査役は、三様監査会合において会計監査人及び内部監査室長から直接、報告を受け、情報及び意見の交換を行っており、社外監査役が、これらの監査機関と連携を図りつつ、会計監査(財務諸表監査・財務報告に係る内部統制監査)の相当性と内部監査(業務監査及び内部統制監査)の実効性を監視し、評価する有用な機会となっています。なお、社外監査役については監査役室がサポートする体制をとっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

〔現状の体制の概要〕

当社は、「経営の執行機能と監視・監督機能の明確化」を図り取締役会が十分に機能するよう、社外取締役を2名体制としております。さらに、社外監査役2名を含む監査役により監査役会を設置し、取締役の業務執行を監視しております。社外取締役及び社外監査役は、東京証券取引所の規定する独立役員の要件を満たしており、独立性を担保された立場から、中立性、客観性を保持して、取締役会における意思決定のプロセスと判断の適法性、妥当性、合理性等を監視・監督するとともに、業務執行取締役(執行役員を兼務する取締役)による執行状況の報告においても、適切な意見の陳述あるいは助言を行っております。

但し、これらは会社法の目的及び精神を踏まえ、また、金融市場のコーポレート・ガバナンスに対する要請や社会環境及び法的環境の変化等に

応じて、見直しを図っていきたいと考えております。

・取締役・取締役会の体制

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、キッツグループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、経営方針、中長期経営計画及び各年度の事業計画等を含む経営上の重要事項の審議・決定と業務執行の監督を行うとともに、グループ全体の内部統制システムの構築の責務を担っています。

取締役会は、現在、業務執行取締役4名と社外取締役2名の計6名で構成されており、原則として毎月開催し、取締役会規程に定められた付議事項についての審議・決議を行うほか、経営上の重要な諸課題について関連な議論を行っています。なお、取締役の任期は、意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を図るため1年としています。

また、社外取締役は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、取締役会の経営判断や意思決定に加わるほか、当社の経営判断に対する適切な助言及び業務執行の監督の役割を果たしています。

なお、取締役会は、2016年5月から、取締役及び監査役を対象とする取締役会の実効性に関するアンケート調査を実施し、当該調査結果を踏まえた取締役会の実効性向上のための課題について議論しています。

・監査役・監査役会の体制

監査役は、常勤監査役2名と社外(独立)監査役2名で監査役会を構成し、監査役会が策定した監査基準・監査計画及び役割分担に従い、重要会議への出席や事業所・子会社往査など調査権を行使して取締役の職務の執行を監視し、善管注意義務等の法的義務の履行状況について検証するとともに、監査役会において必要な審議を行っています。また、取締役会における業務執行取締役の報告義務の履行状況と社外取締役を中心とした取締役相互の経営監督機能の実効性の監視に加え、意思決定プロセスと決定内容の適法性・妥当性について検証しています。さらに、会計監査人の品質管理体制、独立性等を確認するとともに、職務の遂行状況を監視し、その監査の方法と結果の相当性を検証しています。また、監査役会は、会計監査人の再任の適否を事業年度毎に審議するとともに監査計画の相当性と監査報酬の妥当性について審議しています。なお、監査役監査にあたっては、専任の監査役室スタッフを補助として使用するとともに、会計監査人並びに内部監査室と連携を図っています。

・執行役員・経営会議の体制

当社は、執行役員(業務執行取締役を含む)で構成する経営会議を、原則として毎月開催し、経営上の重要事項について、戦略的かつ多面的な検討を経て方針決定を行っています。また、キッツは、取締役会が経営方針・経営計画などの経営全般に係る重要事項についての議論をより集中して行えるよう、取締役会への付議事項の基準を見直し、執行役員への権限移譲を進めています。

〔取締役・監査役及び執行役員の指名・選任〕

取締役候補者及び監査役候補者の指名については、代表取締役が諮問する会議を開催し、知識・経験・能力・公正性・専門分野等の観点を踏まえて審議し、最終的に取締役会において候補者を決定しています。なお、監査役候補者の指名を行う場合は、監査役会の審議・同意を得ています。

執行役員の指名については、代表取締役が能力・知識・経験・専門性・実績・公正性等を考慮して候補者を指名し、取締役会にて選任しています。

〔取締役・執行役員の報酬〕

業務執行取締役及び執行役員の報酬は、代表取締役が諮問する会議を開催し、最終的に取締役会において決定しています。

報酬は、月額報酬と賞与で構成されています。また、賞与は、内規に基づく一定の条件を満たし、適正な利益確保が行われた場合に支給するものとし、その原資は、親会社株主に帰属する当期純利益の1%を目途としています。

なお、2016年7月より、報酬と株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、各期の業績指標の達成度に応じ、月額報酬及び賞与の一部として当社株式を付与する、いわゆる「業績連動型株式報酬制度」を導入しています。

〔監査役の機能強化に関する取組状況〕

・監査役監査を支える人材・体制の確保状況

当社は、会社法に求められる内部統制システムとして構築すべき「監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制」の整備を目的に、監査役を補助すべき使用人として取締役からの独立性を確保された監査役室(1名)を設置しております。監査役室は、監査役監査が実効的、効率的に行えるように監査補助業務を遂行するとともに、監査役の監査が適切に行われるように会計、監査、法令等の監査役監査上有用な社内外の情報の収集・研究を行い、必要に応じて監査役に提供しております。また、監査役室は、監査役会事務局として機能しており、会計監査人及び内部監査室との三様監査会合並びに社長との意見交換会等を設営するほか、適宜に取締役・執行役員等を監査役会に招聘して報告を受け、意思疎通を図る機会を設けるなどのサポートを併せて行っております。

・財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況

社外監査役 高井龍彦氏は、長年にわたり三井金属鉱業株式会社において、経理、財務、管理、経営企画等の業務を担当されたのち、最高財務責任者(CFO)兼首席執行役員等を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているうえ、同社における常勤監査役としての豊富な経験から監査役の職務に精通しており、監査役に期待される相当程度の知見を有しています。

〔責任限定契約〕(会社法第427条第1項に規定する契約)

当社と取締役(業務執行取締役を除く)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令で規定する額のいずれか高い額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

〔現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由〕

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、取締役の相互監視及び監査役・監査役会による経営に対する監視が十分に機能していると判断していることから、監査役・監査役会設置会社形態を採用しております。また、経営の監督と執行機能を明確にすることにより、取締役会が活発な討議の場となるとともに、コーポレート・ガバナンスがより有効に機能するものと考えていることから、上記に記載したコーポレート・ガバナンス体制を採っております。

〔社外役員の独立性〕

キッツの社外取締役及び社外監査役は、全員が東京証券取引所の定める独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所に独立役員の届け出を行っています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社の第102回定時株主総会についての招集通知は、法定期日より11日前の2016年6月3日に発送しております。また、発送に先立ち2016年5月30日に当社ホームページに掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	2016年6月29日開催の当社第102期定時株主総会より、インターネット等による議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年6月29日開催の当社102期定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2016年6月29日開催の当社102期定時株主総会より、英文招集通知(要約)の提供を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに「ディスクロージャー・ポリシー」を掲載しております。 なお、URLは次のとおりです。 http://www.kitz.co.jp/investor_ir/disclosure_policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年定期的に個人投資家向けに会社説明会を開催し、企業情報の発信を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	3月期(期末)及び9月期(第2四半期)に決算説明会を開催しております。第1四半期及び第3四半期には、四半期決算に関するアナリストミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上に「IR情報」のコーナーを設け、決算短信、有価証券報告書等の決算情報の他、経営情報や株式・株主総会情報を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR室を設置しております。	
その他	機関投資家向けに個別取材対応や各種イベントを開催し、また個人投資家及び海外投資家向けにWEB上で企業情報の発信サービスを行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、企業理念に「創造的かつ質の高い商品・サービスで企業価値の持続的な向上を目指し、ゆたかな社会づくりに貢献します。」を掲げ、企業と各ステークホルダーとの関係を「樹木」にたとえております。「株主価値」という実を育てるために、「ビジネスパートナー満足」という土壌に支えられ、「社員満足」という根を張り、「お客様満足」という幹を伸ばし、「社会満足」という葉を繁らせて成長してまいります。これらを当社グループのステークホルダーと捉え、全ての満足を高めることが重要であると考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、環境理念「環境に配慮した商品・サービスの提供と事業活動の推進により、社会から信頼される企業を目指します。」を掲げ、RoHS指令やREACH規則などの国際的環境規制に対応した商品の開発を優先しております。また、事業所においては、分別活動による廃棄物の削減、太陽光発電及び積極的な省エネ機器の導入による省エネ活動並びにLNGへの燃料転換による地球温暖化対策に努めております。当社ホームページ及び環境報告書に環境

	活動への取り組みを掲載し、広く情報を発信しております。 また、社会貢献活動についても、地域振興（地域貢献）、環境保全、社会・国際貢献、文化振興の4つを重点分野・領域として定め、社員一人ひとりが積極的に活動に参画できる企業風土をつくり、社会の発展に貢献しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示は、公平・公正な情報開示（フェアディスクロージャー）を心がけ適時・適切に行っております。また、ホームページ、説明会及び報告書など様々な情報開示媒体やツールを通して当社の経営情報などを発信しております。
その他	・個人情報保護 当社は、2004年12月に個人情報保護方針を定め、個人情報保護の取り組みを開始し、個人情報の厳格な管理を徹底しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制の基本方針

当社は、「キッツ宣言」に示される企業理念及びそれに基づく「行動指針」に適った企業活動を行うとともに、グループ企業の基盤を健全かつ強固なものにするため、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の取締役会において、当社の業務及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）に関する基本方針（以下「内部統制の基本方針」という）を次の通り決定しております。当社は、本方針に従って内部統制システムを適切に構築し、運用する体制を実現します。なお、平成27年6月11日開催の取締役会において「内部統制の基本方針」の変更を行いました。

（キッツ宣言）

キッツは、創造的かつ質の高い商品・サービスで企業価値の持続的な向上を目指し、ゆたかな社会づくりに貢献します。

（キッツ宣言解説）

キッツは、お客様、社員、ビジネスパートナー、社会のそれぞれの満足を充実させることが、株主価値を高め、企業価値を持続的に向上させることにつながり、そのことが同時に、全てのステークホルダーの満足とゆたかな社会づくりにつながるものと考えております。

（行動指針）

■ Do it True(誠実・真実)

- ・誠実で規律ある行動をすること
- ・最高の品質を守ること
- ・ステークホルダー全体を考慮すること

■ Do it Now(スピード・タイムリー)

- ・行動が迅速で素早く対応すること
- ・時間を無駄にしないこと
- ・現在を充実させること

■ Do it New(創造力・チャレンジ)

- ・新しいものを創り出すこと
- ・新しいことにチャレンジすること
- ・自分と仕事を常に成長・進化させること

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務及び当社の子会社(子会社各社を以下「グループ各社」という)からなる企業集団(以下「グループ全体」という)の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令等で定める体制
当社の取締役は、当社の使用人及びグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、キッツ宣言、行動指針、コンプライアンス行動規範、環境経営方針、グループ財務の基本方針及びその他当社及びグループ各社の取締役会が定める方針に従い、その実践と遵守を徹底して行い、率先して範を示す。

1. 当社及びグループ各社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及びグループ各社の取締役は、その職務の執行に係る重要な文書(電磁的記録を含む)その他の重要な情報を、各社の社内規程に基づき担当職務に従い適切に保存し管理する。

2. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、当社及びグループ各社の企業価値の持続的な向上を実現することを脅かす様々な経営上のリスクに対し、その抽出と評価、必要とされるものについて対応と軽減措置を講じるために、当社においてグループリスクマネジメント担当取締役を設置し、キッツグループのリスクマネジメントを推進する。

ロ. 当社は、当社及びグループ各社に予想される大震災等による事業中断に関するリスクに対して、事業継続計画(BCP)を整備し、運用する。

ハ. 当社は、グループ全体に係る管理規程を定め、当社の内部監査室をしてグループ全体の内部監査を実施し、その他グループ各社からの当社に対する承認取得及び報告事項を定めることなどにより、グループ一体となった損失の危機の管理を推進する。

ニ. 当社は、当社及びグループ各社の経営上のリスクを評価し、必要な対応を当社の代表取締役または取締役会に具申する次の委員会組織を設置し、運用する。

a. 内部統制委員会

当社及びグループ各社における財務報告の信頼性の確保、資産の保全、業務の有効性と効率性、その他業務の適正を確保するための内部統制システム構築に関する方針の策定、進捗管理及び構築上の問題点の把握を行う。

b. C&C(クライシス&コンプライアンス)管理委員会

当社及びグループ各社にC&C管理委員会を設置し、リスクを未然に防止する施策及び発生した危機への対応並びに内部通報等に係る諸問題の解決を行う。

c. 投融資審査委員会

当社は、規定に基づき当社及びグループ各社の重要な投融資に関するリスクを評価し、計画の推進、必要ある場合は計画の中止及び見直し等について当社及びグループ各社の代表取締役、取締役会または当該投融資の計画責任者等に意見を具申する。

d. その他の委員会

当社及びグループ各社は、特定の法令、個別の課題等のリスクについて関連する会社で連携し、横断する委員会を設ける等して必要な対策を実施する。

3. 当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社の取締役会は、当社の取締役の業務執行の意思決定の適正性及び妥当性を高めるために、執行役員を兼務しない取締役(以下「監督取締役」という)及び社外取締役の監督及び監視並びに執行役員を兼務する取締役(以下「業務執行取締役」という)相互の監督及び監視の場とする。また、業務執行取締役及び執行役員から、監督取締役及び社外取締役への業務執行状況の報告の場とする。

ロ. 当社の取締役のうち2名は、豊富な経験と公正な見識を有する社外取締役とし、取締役会における経営上の決定事項につき妥当性、適正性

を高める。

- ハ. 当社の取締役会は、業務の委嘱内容を代表取締役、その他業務執行取締役及び執行役員に行わせることとする。また、グループ各社の取締役会は、取締役会の決定に基づき業務の委嘱内容を代表取締役及びその他業務執行取締役に行わせることとする。
- ニ. 当社の代表取締役、業務執行取締役及び執行役員並びにグループ各社の代表取締役及び業務執行取締役は、業務執行の決定を委任された事項については、組織規程及び権限規程等に則り、必要な組織または手続きにより委任された事項の決定を行う。
- ホ. 当社及びグループ各社の規程は、法令等の改廃、職務執行の効率性の観点から改訂の必要ある場合は随時見直す。
- ヘ. 当社の代表取締役は、キッツグループ全体の重要かつ基幹となる組織を構築し、その効率的な運営と監視監督体制の整備を行う。また、グループ各社の代表取締役は、自社の基幹となる組織を構築し、その効率的な運営と監視監督体制の整備を行う。
- ト. 当社の業務執行取締役は、経営会議(執行役員会議)において、各執行役員またはその他使用人より、業務報告を受け、効率的かつ適正な業務の遂行が行われていることを監督する。

4. 当社の使用人並びにグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の使用人並びにグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、キッツ宣言、行動指針、コンプライアンス行動規範、環境経営方針、グループ財務の基本方針及びその他グループ各社の取締役会が定める方針の実践と徹底を行い、そのための教育及び啓蒙を行う。

イ. コンプライアンスの徹底を図るため、法令または社内ルールの違反が生じた場合に、通報、報告及び提言ができる内部通報制度を設け、その受付窓口として、CID(コンプライアンス・インフォメーション・デスク)を当社及びグループ各社内並びに弁護士事務所内に設置するとともに、その利用について周知する。

ロ. 当社は、コンプライアンス・プログラムガイドブックを作成してグループ全社の取締役及び使用人に配布し、コンプライアンスの重要性及び必要性等の教育及び啓蒙を実施する。

5. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社及びグループ各社は、業務の適正と効率性を確保するための必要な規範、規程類を整備する他、必要な情報システムの構築を進める。

ロ. 当社及びグループ各社における会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし、適切妥当なものとする。

ハ. 当社及びグループ各社は、反社会的勢力との関係は排除し、いかなる脅迫にも屈せず、どのような要求であっても拒否し、必要な場合は警察や弁護士等の関係機関と連携して行動し、毅然とした姿勢で反社会的勢力に対応する。

ニ. 当社の代表取締役、業務執行取締役及び執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、グループ各社が、適切な内部統制システムを整備し、運用するよう指導する。また、グループ各社の代表取締役及び取締役に対し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を求め、指導する。

ホ. 当社は、当社の内部監査室をして、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、各社の業務全般にわたる内部統制の有効性、妥当性を確保する。

ヘ. 当社の内部監査室は、業務監査の計画、実施状況及び結果を、その重要度に応じ、当社及びグループ各社の代表取締役及び業務執行取締役または取締役会及び監査役会(監査役会非設置会社は監査役)に報告する。

ト. 監査役は、監査役制度のあるグループ各社の監査役を兼務する等、各社の経営の状況を監査し、キッツグループの連結経営状況を把握し、グループ全体の監視及び監査を実効的かつ適切に行えるよう会計監査人及び内部監査室と緊密に連携するなどの体制を構築する。

チ. 当社のグループ各社の主管部門の責任者または代行者は、管轄するグループ会社の取締役を兼ね、経営の監視及び監督を行うと共に、職務の執行に係る事項の報告を受ける。

リ. 当社のコーポレートスタッフ部門は、その機能別にグループ各社に対し必要により指導を行い、効率的かつ適正な業務の遂行を支援する。

(2) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ. 監査役の職務を補助するため、監査役室を置き、室員は2名以内とし、当該室員は補助するに足る能力を有する者とする。

ロ. 監査役室は、監査役の指示に従いその職務を行うとともに、監査役会の事務局となる。

2. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該室員の任命、異動等人事に関する事項は監査役会の事前の同意を得るものとする。

ロ. 監査役室員の人事考課は、監査役会が行う。

3. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役室員は、専任とし、他の業務執行の役職を兼務しない。但し、グループ各社の監査役を兼ねることがある。

4. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 当社及びグループ各社の代表取締役及び業務執行取締役は、自らまたは執行役員その他使用人をして、取締役会、経営会議等において随時その担当する業務の執行状況について報告を行う。

ロ. 当社及びグループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、法令又は定款に違反する行為その他会社の経営又は業績に重大な影響を与える行為・事項・事象については、把握次第速やかに、監査役に対し報告を行う。

ハ. 当社及びグループ各社の取締役及び執行役員は、監査役が業務の執行状況及び財産の状況その他の事項について報告を求めた場合は的確に対応する。当社及びグループ各社の使用人についても同様とし、監査役に直接報告することができる。

ニ. 内部監査室は、監査役との連携を図り、監査の結果及び監査の過程で得られた重要な内部情報を適時に監査役に報告するとともに監査役の求めに応じ監査情報を提供する。

5. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 前号ロ及びハの報告は、(1) 4. イ. の内部通報制度に係る通報の対象とし、当該報告(内部通報制度に基づく報告も含む)を行ったことを理由に不利な取扱いを受けない。

6. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 監査役の職務の執行に伴う旅費・交通費等は、監査役会の定める規定に従い速やかに支払う。

ロ. 監査役又は監査役会の職務の執行上利用した弁護士等専門家への報酬その他の費用は、前払いの費用を含め会社が負担し支払う。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役会は監査役4名からなり、うち2名は社外監査役とし、各監査役は豊富な経験と公正な見識に基づき、取締役会における意思決定に際し監査助言を行い、経営の透明性を確保する。

ロ. 監査役会は、定期的に代表取締役、業務執行取締役ないしは執行役員と経営上の課題について情報や意見を交換する機会を設ける。

ハ. 常勤監査役は、分担し監査役制度のあるグループ会社の監査役を兼務し、経営状況の把握に努める。

- ニ. 監査役は、必要に応じて、当社及びグループ各社の重要会議に出席し、意見を述べ又は質問することができる。
- ホ. 監査役又は監査役会は、会計監査人と定期的又は随時に情報交換し監査内容及び監査の品質等の把握に努める。
- ヘ. 監査役又は監査役会は、監査の実施に当たり、必要と認める場合は、弁護士、公認会計士その他の専門家を活用できる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方）

当社及びグループ各社は、反社会的勢力との関係を排除し、いかなる恐喝や脅迫にも屈せず、どのような要求であっても受け入れることをしません。

(a) 反社会的勢力による事業活動への関与は全て拒絶します。また、その活動を助長するような機関誌・書籍の購入、広告協賛、サービスの提供、金銭・物品の供与、その他の便宜供与を行いません。

(b) 地域社会との協力や警察などの行政機関と緊密な連携を取ることで、反社会的勢力の排除に努めます。

（反社会的排除に向けた整備状況）

当社は、内部統制の基本方針の一項目として、反社会的勢力との関係排除を取締役会において決議するとともに、コンプライアンス行動規範にも同様の規定をし、コンプライアンス行動規範として作成されたコンプライアンス・プログラムガイドブックに反社会的勢力排除に向けた事項を記載して当社の全役員、社員、及びグループ会社に配布し研修等を通じて啓蒙に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は以下の通りです。

- 適時開示に係る基本的な考え方

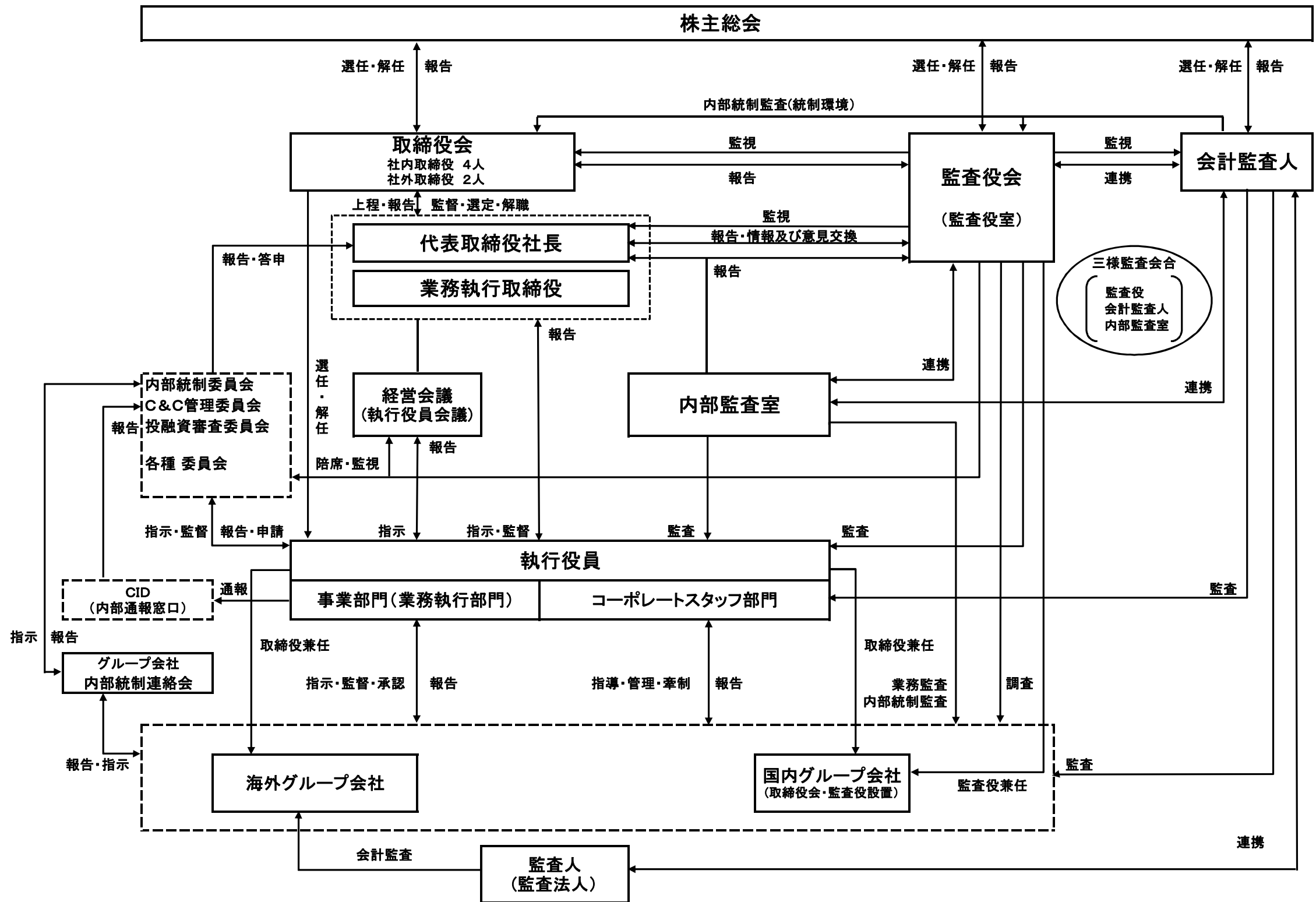
当社は、行動指針として「Do it True(誠実・真実)」を掲げ、コンプライアンス重視の経営を実践しております。この指針に則り、金融商品取引法の各種法令及び東京証券取引所の各種規則に従い、ステークホルダーに対して適時・適切・公平な情報開示を行うように努めております。
- 適時開示体制の概要

決算情報に関しましては、経理部が中心となり開示情報を作成し、また、その他の適時開示事項につきましては、経営企画部が中心となって開示情報の収集・作成を行っております。

さらに、「適時開示規則」に基づき適時開示情報と判断された情報は、取締役会の承認を受けた後、速やかに情報開示責任者、経理部によってTDnet及び記者会見等により適時開示しております。なお、情報の内容により、タイムリーディスクロージャーの重要性を勘案し、代表取締役社長の承認によって適時開示を行う場合があります。

また、東京証券取引所で公開された情報を含め、広報・IR室が窓口となって自社ホームページで開示し、経営の透明性を高める迅速かつ正確な開示に努める一方、投資家説明会等で広報活動を行っております。

なお、情報開示までのインサイダー情報の取扱いにつきましては、社内規程である「内部情報の管理及び内部者取引(インサイダー取引)に関する細則」に基づき厳格に内部情報を管理しております。



【適時開示体制の概要（模式図）】

